

参考資料

門真市幼児教育振興検討委員会委員名簿

(◎委員長 ○副委員長)

学識経験者	◎吉岡 眞知子	東大阪大学こども学部教授 (副学長)	
	○影浦 紀子	園田大学人間教育学部 児童教育学科講師	平成 28 年 1 月 29 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
民間保育所の代表	東口 房正	門真市民間保育園協議会会長 いずみっこ保育園理事長	
私立幼稚園の代表	邨橋 雅広	門真市私立幼稚園協議会会長 たちばな幼稚園理事長	
市立保育所の代表	松下 久美	門真市立浜町保育園長	
市立幼稚園の代表	黒石 美保子	門真市立南幼稚園長	
学校教育関係者	江畑 正美	門真市立門真みらい小学校長	
学校教育関係者	満永 誠一	門真市教育委員会事務局 教育部長	

門真市就学前教育・保育共通カリキュラム策定委員会委員名簿

(◎委員長 ○副委員長)

◎こども部保育幼稚園課長	こども部こども政策課長	門真市立上野口保育園長
○教育部学校教育課長	こども部子育て支援課長	門真市立南保育園長
保健福祉部健康増進課長	門真市立大和田幼稚園長	門真市立こども発達支援センター長

門真市就学前教育・保育共通カリキュラム策定委員会作業部会委員名簿

(◎リーダー ○サブリーダー)

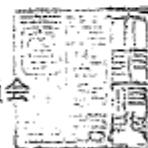
3歳以上児 グループ	◎宮本 涼子	大阪ひがし幼稚園	
	○秋山 尚美	古川園	
	河野 優美	認定こども園 ふじ幼稚園	
	真野 千恵美	柳町園	
	葭本 昭宏	教育委員会事務局 教育部学校教育課	
	才木 由美子	門真市立南幼稚園	
	後藤 江美	門真市立大和田幼稚園	平成 29 年 1 月 26 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
	重見 真樹		平成 29 年 4 月 1 日から
	影山 和子	門真市立浜町保育園	平成 29 年 1 月 26 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
	藤原 一美		平成 29 年 4 月 1 日から
3 歳未満児 グループ	◎邨橋 智樹	幼保連携型認定こども園 たちばな幼稚園	
	○塩崎 翔	認定こども園 まことしょうじこども園	
	上月 めぐみ	幼保連携型認定こども園 智鳥保育園	
	岡野 多恵	北巢本保育園	
	立石 美千代	うちこし保育園	
	森永 知子	脇田保育園	
	奥田 智香	門真市立上野口保育園	平成 29 年 1 月 26 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
	岩根 克己		平成 29 年 4 月 1 日から
	中川 のり子	門真市立南保育園	



門教保第 1322 号
平成 28 年 1 月 29 日

門真市幼児教育振興検討委員会 委員長 様

門真市教育委員会



門真市就学前教育・保育共通カリキュラムについて（諮問）

門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの策定に関し、貴委員会の意見を求め
ます。

答申書

平成30年2月23日

門真市教育委員会 様

門真市幼児教育振興検討委員会

委員長 吉岡 真知子 

門真市就学前教育・保育共通カリキュラムについて（答申）

平成28年1月29日付け門教保第1322号にて諮問された標記カリキュラム案の策定について、当委員会を計8回開催し慎重に審議を重ねた結果、本カリキュラム案を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、本カリキュラムの活用に当たっては、審議過程において委員より述べられた意見等を踏まえた下記の事項について、十分に配慮されるよう要望します。

記

1. 本カリキュラムの基本理念とめざす子ども像について

本カリキュラムの基本理念である「未来をひらく子どもを育てる」は、就学前教育・保育から小学校教育への連続性を意識し、さらに、教育基本法に示される教育の目的及び新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領を念頭において掲げたものである。

また、この基本理念を見据えて設定した「めざす子ども像」のうち「思いを伝えつながる子ども」は、門真市における幼児教育・保育の展望として位置づけており、「心豊かな子ども」、「健やかな子ども」、「遊び学ぶ子ども」として育まれる力の発達とともに、社会を構成する力として育まれるものである。

本市の各就学前教育・保育施設等が本カリキュラムを活用するに当たっては、以上のことを強く認識されるよう促されたい。

2. 年齢別カリキュラムについて

年齢別カリキュラムは、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、就学前教育・保育を小学校教育へと円滑につなげるものとして策定している。

就学前教育・保育を実践するに当たっては、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助や環境構成を行うことが重要であることから、本市の各就学前教育・保育施設等が年齢別カリキュラムを活用するに当たっては、各月齢・年齢間の区分を連続的なスロープ状の発達としてとらえ、その延長線上に小学校教育があり、さらに中学校・高等学校教育へと接続することを意識されるよう促されたい。

3. 小学校との接続について

就学前教育の「遊びを通した総合的な学び」によって芽生え、育まれた、「学びに向かう力」を、小学校教育以降の「主体的な学びに向かう力」へと円滑につなげていくためには、これまで以上に連携・交流を深め、相互理解に資する研修などの取り組みも併せて実施していくことが重要である。

また、常に子どもを中心に据え、保護者と向き合い、子どもが子ども自身で解決する可能性を保育教諭等が共有し、そこで育まれた資質・能力を小学校の教職員に的確に引き継いでいく構図をつくっていくためのツールとして、本カリキュラムを活用されたい。

4. 本カリキュラムの活用・実践について

本市の各就学前教育・保育施設等が、教育・保育課程や指導計画を作成する際の基本となるものとして本カリキュラムを活用され、本カリキュラムに示す内容を参考に、各施設等の特性や地域性を踏まえて実践されるよう促されたい。

また、定期的に各施設等における実践状況を把握したうえで、内容の見直しを行うよう努められたい。

さらに、本カリキュラムの活用・実践を通して、各就学前教育・保育施設の保育教諭等や小学校教諭等との連携を深めるためにも、意見交換や合同研修の機会を設けるよう努められたい。

表記例及び用語解説

◆表記例

項目	読み方	表記方法・表記例
合う	あう	し合う、話し合う、触れ合う 等
生かす	いかす	ルールを生かす 等
一緒	いっしょ	漢字で表記
歌を歌う	うたをうたう	漢字で表記
嚙下	えんげ	漢字で表記
おむつ	おむつ	ひらがなで表記
かいたり、つくったり	かいたり、つくったり	ひらがなで表記
関わる	かかわる	漢字で表記
掛ける	かける	心掛ける 働き掛ける 等
玩具・遊具	がんぐ・ゆうぐ	おもちゃのこと
頑張る	がんばる	漢字で表記
声をかける	こえをかける	『声をかける』はひらがな表記
こと	こと	ひらがなで表記
言葉	ことば	漢字で表記
様々	さまざま	漢字で表記
進んで	すすんで	漢字で表記
~するとともに	するとともに	ひらがなで表記 ※『共に楽しむ』は漢字
咀嚼	そしゃく	漢字で表記
ために	ために	ひらがなで表記
付く	つく	気付く、位置付ける、身に付ける 等
出来事	できごと	漢字で表記 ※『できる』はひらがな
友達	ともだち	ひらがなで表記
取り組み	とりくみ	漢字で表記
取る	とる	やり取り、くみ取る、取り入れる 等
…など	など	ひらがなで表記
排泄	はいせつ	漢字で表記
一人一人	ひとりひとり	漢字で表記
保育教諭等	ほいくきょうゆとう	保育士・教諭等、すべての総称
ほめる	ほめる	ひらがなで表記
もつ	もつ	関心をもつ 親しみをもつ 等
やり遂げる	やりとげる	漢字で表記
よいこと	よいこと	ひらがなで表記
よさ	よさ	ひらがなで表記。心地よさ 等
分かる	わかる	漢字で表記
悪いこと	わるいこと	漢字で表記

◆用語解説

幼稚園教育要領	学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学省が告示するもので、幼稚園における教育課程の基準を大綱的に定めたもの。
保育所保育指針	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、厚生労働省が告示するもので、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が連名で告示するもので、幼保連携型認定こども園における教育課程や幼保連携型認定こども園として特に配慮する内容などを定めたもの。
クーイング	赤ちゃんが舌を使わずに、「あ〜」「う〜」「えっえ」などの母音を発声するもので、人間が言葉を身に付けるための第一ステップ。機嫌が良いときなどに赤ちゃんの意思とは無関係に自然と出てくるもので、赤ちゃんののどや口の中が、言葉を話すための機能を備えるようになってきた証拠でもある。
喃語	クーイングが母音のみの発生なのに対して、喃語は「あうあう」「ばぶばぶ」など、子音を含む多音節からなる音を発生するのが特徴。(意味のない言葉)
見立て遊び	積み木やぬいぐるみを電車や赤ちゃんに見立てたりして遊ぶこと。モノを何かに見立てる遊び。主に1～2歳ころに始める
『成長』と『生長』の違い	成長…人や動物・物事が発達し、大きくなること 生長…植物が伸び育つこと
ペープサート	紙人形劇のこと。楕円形の厚紙に割箸状の棒を付け、厚紙の表裏に物語の登場人物を描き、物語の進行に合わせて棒を操る人形劇の一種。
SIDS (乳幼児突然死症候群)	ある日突然、眠っている間に亡くなってしまう病気。生まれつきの病気や感染症・窒息事故などとは異なり、何の予兆や既往歴もない赤ちゃんが睡眠中に突然死に至る、原因の分からない病気。(Sudden Infant Death Syndrome)

※本カリキュラムでは、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領は平成30年4月1日施行の改正内容を反映したものを指します。



門真市就学前教育・保育共通カリキュラム

～ 未来をひらく子どもを育てる ～

平成30年3月

発行：門真市・門真市教育委員会

編集：門真市こども部保育幼稚園課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

電話：06-6902-6757

FAX：06-6902-0656

